

2013年5月24日

国会議員の皆様へ

人種差別撤廃 NGO ネットワーク(84 団体)  
代表世話人 武者小路公秀

## ヘイト・スピーチに関する緊急アンケートにご回答をお願いします

私たち人種差別撤廃 NGO ネットワークは、マイノリティ当事者団体・個人を中心に 2007 年に結成した、84 団体による民間の広範なネットワークです(構成団体は裏面の通り)。

今年に入り、東京都新宿区大久保や大阪市生野区鶴橋などの、韓国・朝鮮人が多く住む、あるいは多く店舗を出している地域において、「鶴橋大虐殺を実行する」「ウジ虫ゴキブリ朝鮮人を駆除せよ」「いい韓国人も悪い韓国人もどちらも殺せ」「金のために嘘をつく売春婦！」等の差別と憎悪に満ちた民族的マイノリティへの差別、暴力を煽る排外主義的な言動(ヘイト・スピーチ)デモが毎月行われています。

安倍晋三首相は 5 月 7 日の参院予算委員会で、これらのヘイト・スピーチに対し「極めて残念」と発言し、谷垣禎一法務大臣も 9 日の参院法務委員会で「憂慮に耐えない」と発言しましたが、現行法上、特定の人(たち)を対象としていないヘイト・スピーチは違法ではないため、野放しとなっています。

このようなヘイト・スピーチは、日本が加盟し、国内法となっている人種差別撤廃条約第 2 条 1 項 d、「各締約国は、状況により必要とされるときは立法を含むすべての適当な方法により、いかなる個人や集団、組織による人種差別も禁止し、終了させる」という条項の「個人や集団、組織による人種差別」にあたり、国が何らかの対策を行うことが、条約に基づく法的義務と考えられます。多くの国では、国際人権諸条約に基づいて、ヘイト・スピーチ規制法や、労働・教育・入居・入店などにおける差別を包括的に禁止する法律を制定しています。

この問題はアメリカ、イギリス、韓国など世界各国で報道され、特に「慰安婦」制度被害者の方々へのヘイト・スピーチに対しては、今月、国連社会権規約委員会から勧告が出され、国連拷問等禁止委員会でも厳しく追及されました。また、今年 9 月の 2020 年オリンピック開催地決定も控え、日本の対応が注目されています。

そこで、この問題について、**国会議員の皆様のお考えをお伺いし、回答内容を広く国内外の報道機関等に公表し、意識喚起を図ると共に、国連関係諸機関及び国際オリンピック委員会にも提出する予定**です。

つきましては、**添付のアンケートにご記入の上、5 月 31 日(金)午後 5 時までに、FAXにてご回答くださいますよう、どうぞよろしくお願いいたします。**



2月9日 東京都新宿区大久保で行なわれたデモ行進



3月17日 東京都新宿区大久保で行なわれたデモ行進

